【ポイント2】

支出を抑えるために

医療費と税金を抑える

医療費を抑えるために、

自立支援医療費制度

（精神通院医療）

をしっかり活用する！

　自立支援医療制度は、障害の治療にかかる医療費の自己負担を少なくする制度です。
　通常の医療費が原則３割負担なのに対して、自立支援医療制度を利用すると原則１割負担となります。

　精神通院医療は、統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による継続的な治療が必要な方が申請・利用できるものとなっています。

　ただし、制度の対象になる医療の範囲は「通院での診察、精神薬の処方、デイケア、訪問看護」などに限られます。
　「入院」は対象外です。

　範囲が限られているとはいえ、精神障害の治療は長期にわたることが多く、薬や検査が数多く必要となります。
　自立支援医療を利用する場合としない場合では、医療費の自己負担にかなり大きな違いが出るはずです。
　制度を理解し活用していきましょう。

申請は、お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口に、必要書類を提出します。（実施主体は県）
申請すると、１～２か月ほどで通知が届きます。
自立支援医療受給者証とともに、支払いの月額上限の管理のために「自己負担額上限管理票」が渡されますので、診察等のたびに毎回自己負担額を記入します。

受給者証の有効期限は、原則として1年です。
毎年、更新が必要です。
継続して支給を希望する場合は、有効期限終了日の3か月前から更新申請の手続きができます。
更新申請に際して、２年に１度、診断書を提出する必要があります。

自立支援医療（精神医療制度）の負担上限額

所得区分	世帯所得	月額の負担上限	「重度かつ継続」に該当する場合の負担上限
生活保護	生活保護を受給している世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税が非課税世帯で、本人の所得が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市町村民税が非課税世帯で、本人の所得が80万円を越える	5,000円	5,000円
中間所得1	市町村民税が3万3,000円未満	「高額療養費制度」の限度額	5,000円
中間所得2	市町村民税が3万3,000円～23万5,000円未満		10,000円
一定所得以上	市町村民税が23万5,000円以上	対象外	20,000円

税金を抑えるために、

精神障害者保健福祉手帳

をしっかり活用する！

障害年金と障害者手帳は、

別の制度

（障害年金の等級とは関係ない）

　精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。
　精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

　精神保健福祉手帳の取得には抵抗を感じる、という方が居ます。
　私は、それは誤った認識と思っていただきたいです。

　手帳を取得することで、人生において不利になることはありません。
　手帳を持っていることを申告しなければならないという義務などありません。
　つまり、自分が見せたいときにだけ見せる、という性質のものなのです。
　「クレジットカード発行などの信用情報で不利になる」と勘違いなさっている方もおられますが、そんなこともありません。

　そもそも「障害があることを隠したら罰せられる」という状況は絶対にないのです。
　自分からオープンにしない限り、強制的に情報開示させられることはありません。

　状況によっては精神障害者保健福祉手帳を開示することで有利になることも考えられます。
　例えば、障害者雇用の枠での雇用が可能になるかも知れません。
　働きながらでも、障害年金２級を受給している方もおられます。
　経済的な不安を少しでも解消するためには、あらゆる可能性を増やした方が良いのではないかと思います。

　精神障害者保健福祉手帳を取得すると、税制面で優遇を受けることができます。

税　区　分	優　遇　内　容
所　得　税	①障害者控除 ②障害者控除の同居特別障害者加算（1級のみ） ③郵便貯金・小額預金の利子等の非課税（マル優）
住　民　税	①障害者控除 ②障害者控除の同居特別障害者加算（1級のみ） ③低所得者の非課税
相　続　税	障害者控除
贈　与　税	特別障害者扶養信託契約の非課税（1級の人への贈与）
自動車税 自動車取得税 軽自動車税	障害者本人、または障害者と生計を一にする方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は減免となる場合があります。

他にも、割引や減免を受けられます。

○携帯電話基本使用料等の割引

○NHK受信料の減免

○公営住宅使用料の減免

○生活福祉資金貸付制度の利用